

危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）に関する論点整理

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・ 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

(1) 個人事業者等の災害の把握・分析

- ・ イラストレーター等については、キャリアの時期によっても災害のリスクが異なり、そうした時期の観点も踏まえた分析が必要。

(2) 発注者による取組等

- ・ 建設業において、国や県発注の事業で工期を短縮することが入札要件とされているなど、発注者側が工期の短縮を求める傾向。
- ・ 納期が厳しいことによる過度のストレスや長時間労働が要因で労働災害が発生する場合がある。
- ・ 個人事業者のヘルスリテラシーの向上は、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。
- ・ ストレスチェックや健康診断も、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。

(3) 個人事業者等に対する支援

- ・ 健康のリテラシー向上を目的とした研修、健診の受診勧奨などの啓蒙が重要。

(1) ITフリーランス支援機構

- ・ ITフリーランスは、エージェントを介して仕事の仲介・斡旋を受けている場合もあり、そのような場合にはエージェントが発注者と交渉したり調整したりしている。
- ・ 災害は、精神疾患、脳・心臓疾患、内臓疾患が多い。
- ・ ITフリーランスの労災実態としてご理解いただいた追加の内容としては第2回検討会の資料5-3のP22に記載のあるとおり、ITフリーランスの労働災害も労働者であるIT人材と同様な傾向にあるという点。労働者に起こっていることはITフリーランスにも起こっているということをご理解頂きたい。
- ・ ITフリーランス支援機構は会員であるITフリーランス、あるいは将来的にITフリーランスを検討しているITエンジニアに対し安全衛生に関する研修や情報提供を開始した。今後は定期的な取り組みを通して災害予防を強化していく予定。
- ・ 昨年9月よりITフリーランスも政府労災に加入できるようになったことが世の中のITフリーランスには届いていない。労災への加入を契機に労災防止を意識し一定の効果がある。従って、行政側として積極的な周知をお願いしたい。
- ・ 業界業種が変われば労災の実態も変わるので共通の枠組みで決めるのは難易度が高いと思う。管轄省庁が業界団体などと連携してガイドラインや取り組み施策を策定するのがもっとも機能するかと思う。ただITフリーランスの場合は管轄省庁が無いのでこの機会に決めて頂きたい。
- ・ ITフリーランスの場合はエージェントといわれる仲介企業が就業中のITフリーランスのフォローアップをすることが多い。従って、エージェント企業に労災防止のための活動を期待するのも有効。またそのようなエージェントを優良企業として認定するようになればITフリーランスの労災防止には有効。

(2) 日本芸能従事者協会

- ・ 芸能従事者は、芸能実演家・スタッフ含めほとんどがフリーランス。
- ・ 芸能従事者の契約形態は重層下請構造になっており、発注者であるスポンサー企業から、広告代理店や制作会社を経由し、芸能実演家やスタッフは7次下請。
- ・ 就業場所や就業日時は仕事依頼時に制作側が指定（前日に突然依頼されることもある）。請け負う側の芸能従事者側からの変更依頼はできない。指示された撮影場所が犯罪者の自宅で殺害されたモデルの例がある。
- ・ 撮影現場も重層下請になっており、監督がトップにいて、助監督や技術スタッフ等がおり、それぞれから俳優は指示を受けているが、事故防止責任者が明確にされていない。
- ・ 通達に基づく現場責任者の選任は実効性を伴っていないため、新しい方策が必要である。
- ・ 発注者による健康確保措置はなく、就業時間の把握、長時間労働の抑制、ストレスチェックはほとんど行われていない。健康診断受診率も4割以下。
- ・ 約8割が徹夜仕事を経験、平均睡眠時間は4～6時間が53%、4時間未満が12%など、長時間労働が課題。また、約5割がハラスメントを経験、仕事が原因で生きていけないと思った経験がある者は約4割。
- ・ 撮影場所や劇場、イベント会場等にトイレがない経験は6割超で、約2割が膀胱炎の経験あり。
- ・ 更衣室がない経験は87%（着替え場所：トイレ約7割、屋外約2割）。その他の意見として、事前説明なしに福島原発避難区域に連れて行かれ、防具なしに撮影をさせられた例等がある。
- ・ 仕事上不安に思った内容は、労働時間が73%、居場所の環境が52%、ハラスメントが46%。
- ・ 相談窓口の利用は4.1%。相談しにくい理由は話しにくい63.9%。
- ・ 日本芸能従事者協会および労災特別加入団体の全国芸能従事者労災保険センターが会員に対して安全衛生に関する研修や、情報提供を行い、メンタルケアの相談窓口を設置している。

(3) 日本イラストレーション協会

- ・ イラストレーター等は、発注者から直接仕事を請け負うことが多い。
- ・ 作業場所は受注側で選択可能な場合が多い。納期は発注側からの指定で、受注者側から変更してもらうことは困難なことが多い（作業量や納期短縮等の不利な変更も断れない場合が多い。）。
- ・ 睡眠時間を削ってでも納期までに発注者が満足する質で納品しなければならないのが実情。安心して仕事できる環境を整備しないと、日本のコンテンツ産業の未来はないのではないか。
- ・ イラストレーター等、各個人事業者による就業時間の把握、長時間労働の抑制、ストレスチェックはほとんど行われていない。
- ・ イラストレーター等に安全衛生管理を求める主体や制度が存在しない。
- ・ イラストレーター、WEBデザイナー等の健康被害は、腰痛、視覚障害、睡眠不足、頸椎炎、腱鞘炎、精神疾患などが多い。これらの実態は、すでに特別労災の加入が認められているアニメーターやIT事業者と同等である。
- ・ 日本イラストレーション協会が会員に対して安全衛生に関する研修、情報提供や健診の受診斡旋を行っている。

(1) 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方

<長時間の就業による健康障害の防止> 国や関係団体に措置を求めるもの 個人事業者等に措置を求めるもの

【就業時間の把握】

事業者や注文者等に措置を求めるもの その他

○ 個人事業者等は、自らの就業時間を把握・管理していないケースが多いとみられることから、自分自身で就業時間を把握・管理することを促してはどうか。 その際、就業時間を容易に管理できるツールの提供などの支援が必要ではないか。

○ また、個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォームも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。

【長時間の就業の防止】

○ 個人事業者等に対し、就業時間が長時間になりすぎないようにすることを促してはどうか。 また、就業時間が長時間になってしまった場合に、疲労の蓄積があると感じる場合は、医師による面接指導を受けることを促してはどうか。

○ 発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。 また、就業時間が長時間になってしまった個人事業主等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。

論点（案）

【発注時や発注内容変更時における配慮】

- 現行法（※）を踏まえ、発注者等に対し、仕事の発注（発注内容変更時を含む）において、どのようなことを求めることが考えられるか。

※労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

<メンタルヘルス不調の防止>

- 個人事業者等は、自らのストレスの状況を把握していないケースが多いことから、個人事業者等に対し、定期的にストレスチェックを受けることを促してはどうか。その際、現在労働者向けに提供されている調査票を個人事業者等向けに改良するなど、個人事業者等が活用できるツールの提供などの支援が必要ではないか。
- 個人事業者等に対し、高ストレスと判定された場合は、医師による面接指導や看護職による健康相談を受けることを促してはどうか。
- 個人事業者等に過度なストレス等が生じないようにするため、発注者等に対しどのようなことを求めることが考えられるか。

<健康管理>

- 個人事業者等は、健康診断の受診率が低く、また脳・心臓疾患で労災認定された者の約半数が健康診断を受けていないことから、個人事業者等に対し、保険者が実施する特定健康診査等を活用し、1年に1回、一般健康診断と同様の健康診断を受けることを促してはどうか。
- 発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めることとしてはどうか。

<その他の健康障害の防止>

【就業場所の管理】

- 発注者等から依頼される業務の性質により就業場所が特定される場合も考えられるが、そのような場合に発注者等に対して就業場所の適切な環境確保についてどのようなことを求めることが考えられるか。

※例えば労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則では、室内の温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置などを事業者に求めている。

- 個人事業者等に対し、自宅も含め自らが就業する場所について、適切な環境を確保するよう促してはどうか。

【腰痛等の筋骨格系疾患等の防止】

- 個人事業者等に対し、長時間の座り作業や運転業務による腰痛を防止するため、作業姿勢、適切な椅子等の調整、休憩など、必要な対応の実施を促してはどうか。
- パソコン等を使用しての作業（情報機器作業）を行う個人事業者等に対し、作業による眼科疾患や筋骨格系疾患を防止するため、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整など、必要な対応の実施を促してはどうか。
- 情報機器作業に従事する個人事業者等に対し、定期的に情報機器作業に係る健康診断を受けることを促してはどうか。

（２）個人事業者等や小規模事業者に対する支援のあり方

【ヘルスリテラシーの向上】

- 個人事業者等の自らの健康管理に対する意識を向上させるため、行政、業種・職種別の団体等が協力し、個人事業者等に対する周知・啓発を進めてはどうか。

【行政等による支援】

- 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修や、こころの耳などの情報提供サイトの対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこととしてはどうか。
- 地域産業保健センターによる支援の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加えてはどうか。

【業種・職種別団体による支援】

- 個人事業者等に対する健康診断やストレスチェック等について、業種・職種別の団体が支援を行うこととしてはどうか。
- 個人事業者等に対する健康管理に関する研修や情報提供について、業種・職種別の団体が支援を行うこととしてはどうか。
- 業種・職種別の団体が個人事業者等に対して行う活動について、何らかの支援が必要ではないか。